

再生計画案(要旨)

再生債務者 丸和商事株式会社

第1 再生債務者の財産の状況

開始決定日(平成23年4月14日)現在における破産を前提とした財産の状況について、一般債権総額に対する予想破産配当率は0.15パーセントである。

第2 再生計画の基本方針

1 事業再建の方針

(1) スポンサー支援の必要性

再生債務者が営む消費者向け無担保小口ローン事業は、現在の社会・経済環境下においても、その必要性及び有用性は依然として高く、特に再生債務者の事業地域である静岡県・神奈川県等において、今後も消費者のニーズが相当程度あると考えられることから、再生債務者は、引き続き消費者向け無担保小口ローン事業を柱として、事業継続を図ることとする。

もっとも、再生債務者が窮境に至った原因は、利息返還金返還請求の急速な増加による財務内容の悪化により資金調達が困難となったことに加え、総量規制が導入されたことにより貸付金残高が減少し、それに伴い利息収入が減少したことにある。

このような状況の下で、再生債務者が自力で再建を図ることは困難であり、今後、再生債務者が貸付債権を増やし、収益力を回復して事業を再建するためには、信用力及び資金力のあるスポンサーの存在が不可欠であると判断した。

(2) スルガ銀行をスポンサーとして選定することの合理性及び妥当性

本件においては、再生債務者のメインバンクであるスルガ銀行株式会社(以下「スルガ銀行」という。)が、再生債務者の本民事再生手続開始申立直後より支援の意向を表明していたところ、本件では、入札を行わず同行をスポンサーとして選定することが、主に次の

理由から、再生債務者の事業再建に最も資するものであり、かつ本事案において最も適切であると判断した。

- ・ スルガ銀行は、弁済率を最大化するため、再生債務者の事業価値評価に際し、再生債務者の現在の資産のみに着目するのではなく、再生債務者が将来稼得することが想定されるキャッシュフローに基づき事業価値評価を行っている。
- ・ スルガ銀行は、静岡県下の有力なりてールバンクとして高い認知度と信用力を有しており、また再生債務者の事業地域である静岡県・神奈川県内において強固な店舗網を有していることから、これら地域の潜在顧客を広く獲得し業績を伸長させることが期待できるほか、再生債務者と相互に顧客紹介を行うこと等により創出されるシナジー効果を織り込むことが可能になる。その結果、スルガ銀行がスポンサーとなることで、他がスポンサーになる場合と比べて、再生債務者の将来キャッシュフローを極大化し、事業価値を最も高く評価することができ、再生債権者への弁済原資の最大化を図ることができる。

(3) スポンサー支援の形態

本件では、コスト面を含めた手続負担の回避及び税務上の観点等に加え、再生債務者は大幅な債務超過状態にあり、後記のとおり再生債権者に大幅な債務免除を求めざるを得ないことから、既存株主の株式の全てを無償取得して消却する必要があるため、いわゆる100パーセント減増資による方法を採用することとした。

2 利息返還金債権者の取り扱い

(1) 引き直し計算の基本方針

再生債務者は、従前より顧客との取引データを自前で構築したシステムによって管理しており、再生債務者のもとには、全ての顧客との取引に係る平成5年4月1日以降の取引データが保存されていた。

そこで、本再生手続においては、再生債務者自らシステムを再構築することにより、上記取引データに基づいて、利息返還金債権者の利益を最大限考慮し、概要、次の基本方針により、全ての顧客について引き直し計算を行った。

最終取引日から10年を経過していない顧客について、既に完済により取引完了した顧客も含め、全て引き直し計算の対象とする。但し、取引履歴を開示したうえで和解し、再生債務者からの和解金の支払を完了した顧客は対象外とする。

取引期間が一年を超えて分断しており、かつ、基本契約を再度締結している顧客と

の取引を除き、一連一体取引として計算する。

取引履歴がデータ化される前(平成5年3月31日以前)の取引については、取引履歴データ化開始時点(平成5年4月1日時点)で再生債務者と顧客との間に債権債務関係が存在しなかったものと扱う(いわゆる「推定ゼロ計算」)。

1人の顧客に対して複数の異なる取引口座がある場合、名寄せを行って計算を行う。

利息制限法に所定の制限利率にて引き直し計算を行うが、過去に返済が困難とされた顧客との間で利払いの全部又は一部の猶予の合意をしていた場合には、合意した利率を適用して計算する。

利息返還金に対し、発生した日から5パーセントの利息が発生するものとして計算する。

(2) 自認債権

そのうえで、再生債務者は、利息返還金請求権者の利益保護の観点及び手続の迅速化の観点から、債権届出がなされない利息返還金請求権についてもこれを全て自認(法第101条第3項)することとし、再生債務者が認める全ての利息返還金請求権に係る再生債権を本再生計画による弁済の対象とすることにした。

その結果、後記のとおり、再生債務者が認める再生債権額は、自認債権を含め総額1280億1947万7438円となった。

3 弁済方針

(1) 弁済原資

再生債務者は、次の資金を再生債権に対する弁済原資とする。

前記の事業価値評価に基づき、スルガ銀行が出資する出資金のうち、再生債務者の事業継続に必要な資金を除いた額

遊休資産売却代金(必要経費控除後)

担保不動産売却代金からの一部解放金

(2) 弁済方法

再生債務者は、本再生手続を早期に終結させ、その事業価値の毀損を可及的に防止するべく、本再生計画認可決定確定後、すみやかに一括弁済を行う。

(3) 権利変更及び弁済の基本方針

再生債務者は、上記(1)により得られる資金を弁済原資として、以下の弁済条件にて弁済を実施する。

再生債権の元本並びに本再生手続開始決定日の前日までの利息および遅延損害金の合計額のうち、1000万円までの部分につき1.65パーセント、1000万円を超える部分につき1.32パーセントの弁済率にて一括弁済を行い、その余の部分につき免除を受ける。

(4) 破産配当率との比較

再生債務者の予想破産配当率は0.15パーセントであり、本再生計画における上記(3)の権利変更は、いずれも清算価値保障原則を満たしている。

4 別除権の処理

再生債務者は、担保付不動産について担保権者との間で別除権協定を締結し、同協定締結時点で合意により別除権不足額を確定させる。別除権については、再生債権の弁済及び再生債務者の事業継続に支障が生じない方法を別除権者との間で合意し、弁済する。

5 株主責任及び役員責任

本再生計画においては、株主責任を明確にすべく、既存株主の株式を全て無償取得して消却することとする。

また、役員の経営責任を明確にすべく、後記のとおり、再生債務者の取締役及び監査役は、後記第8によりスルガ銀行が募集株式につき金銭の払込を完了した後、すみやかに全員辞任することとし、現代表取締役社長藤澤勝については、その後も役員に再任しないものとする。

第3 再生債権に対する権利の変更及び弁済方法

1 再生債権

再生債権者総数及び確定再生債権額等は次のとおりである（自認債権及び別除権付債権を含む。）

(1) 再生債権者総数	20万0207名
(2) 確定再生債権総額	1280億1947万7438円及び額未定
(内訳) 元本及び開始決定日前までの利息・遅延損害金の合計額	1280億1947万7438円
開始決定日以後の利息・遅延損害金	額未定

2 一般的基準

(1) 権利の変更

再生計画認可決定が確定したときは、以下の ないし 記載の債権につき免除を受ける。免除の効力は、再生計画認可決定確定の日に生ずる。

確定再生債権のうち開始決定日以降の利息及び遅延損害金の全額

上記 の免除後の債権のうち、1000万円までの部分の98.35パーセントに相当する金額

上記 の免除後の債権のうち、1000万円を超える部分の98.68パーセントに相当する金額

(2) 弁済方法

上記(1)の権利変更後の再生債権の全額を、再生計画認可決定確定日から2か月を経過する日(以下「弁済期限」という。)まで一括して支払う。但し、弁済期限の4週間前までに後記6(2)による振込口座の指定をしない再生債権者についてはこの限りではなく、その支払方法については後記6(3)によるものとする。

3 敷金等返還請求権に関する措置

敷金等については、敷金等預託の原因となった賃貸借契約目的物件の所有権が再生債務者から第三者に移転し当該第三者に敷金等返還債務の引受がなされた場合を除き、再生債務者との間の賃貸借契約が終了し目的物の明渡を完了した後、賃貸借契約の約定に基づき支払われるべき金額について前記2(一般的基準)の定めを適用する。

4 未確定の再生債権に関する措置

未確定の再生債権については、債権が確定したときに、前記2(一般的基準)の定めを適用する。ただし、再生債権が確定したときに既に弁済期限が到来している未払額については、再生債権が確定しかつ後記6(2)の方法による振込口座の指定があった月の翌月未限り一括して支払う。

5 別除権者の債権に関する措置

別除権付再生債権のうち不足額の部分については、その額が確定したときに、前記2(一般的基準)の定めを適用する。ただし、不足額が確定したときに既に弁済期限が到来して

いる未払額については、不足額が確定しかつ後記6(2)の方法による振込口座の指定があった月の翌月末限り一括して支払う。

6 弁済に関するその他の事項

(1) 端数の処理

前記2の免除において生じる免除後の1円未満の端数は、切り上げる。

(2) 弁済期限の4週間前までに振込口座の指定を行った債権者に対する弁済の方法

弁済期限の4週間前(以下「振込口座指定期限」という。)までに、再生債権者が、再生債務者に対し、書面による金融機関口座の届出(以下、本再生計画案において「振込口座の指定」といい、指定された口座を「指定口座」という。)を行った場合には、再生債務者による本再生計画に基づく弁済は、弁済期限までに、指定口座宛振込送金の方法により行う。なお、振込手数料は再生債務者負担とする。

(3) 弁済期限の4週間前までに振込口座の指定をしない債権者に対する弁済の方法

振込口座指定期限までに振込口座の指定をしない場合には、再生債務者による本再生計画に基づく弁済は、弁済期限に、弁済時における再生債務者の本店において行う。ただし、再生債権者が、再生債務者に対し、弁済期限経過後の各月末日までに振込口座の指定を行った場合には、再生債務者は、当該再生債権者に対して、翌月末日までに同口座宛振込送金の方法により支払う。

第4 共益債権の弁済方法

開始決定日以後に発生した共益債権は随時弁済しており、今後発生する共益債権は随時弁済する。

第5 一般優先債権の弁済方法

本再生計画提出時点において、確定している一般優先債権で未払いのものはない。今後発生する一般優先債権、及び上記未確定の一般優先債権が確定した場合の当該債権は、随時弁済する。

第6 再生債務者の株式の取得及び消却に関する定め

1 株式の取得

再生債務者は、次のとおりその株式を無償にて取得する。

再生債務者が取得する株式の数

9 2 1 万 0 5 6 0 株（再生計画認可決定確定時における発行済み株式総数から自己株式数を除いた全株式）

再生債務者が前号の株式を取得する日

再生計画認可決定確定後最初に行う募集株式発行と引換えにする金銭の払込がなされた日

なお、再生債務者は、上記株式の取得に関し、平成23年9月29日付にて、民事再生法第166条第1項の規定により御庁の許可を得ている。

2 取得した株式の消却

再生債務者は、会社法の規定に従い、上記1で取得した株式の全てを消却するものとする。

第7 資本金の額の減少に関する定め

再生債務者は、次のとおり資本金の額を減少する。

減少する資本金の額

10億0105万7000円（現在の資本金の全額）

資本金の額の減少の効力発生時期

再生計画認可決定確定後最初に行う募集株式発行と引換えにする金銭の払込みがなされた日

なお、再生債務者は、上記資本金の額の減少に関し、平成23年9月29日付にて、民事再生法第166条第1項の規定により御庁の許可を得ている。

第8 募集株式を引き受ける者の募集

再生債務者は、会社法の規定に従い、募集株式を発行し、その総数をスルガ銀行に割り当てるものとする。

なお、募集事項は本再生計画認可決定確定後すみやかに再生債務者の取締役会で決定することとするが、そのうち、募集株式の払込金額は48億円とし、払込期間は再生計画認可決定確定日から1か月間とする。

第9 役員の見遇

再生債務者の取締役及び監査役は、上記第8によりスルガ銀行が募集株式につき金銭の払込を完了した後、すみやかに全員辞任する。

以上